## ◎新潟県告示第304号

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第7項の規定により、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を次のとおりとした。

令和元年8月9日

新潟県知事 花角 英世

登録番号	15018	登録年月日    平原			成21年9月9日									
登録検査機関の名称 株式会社 諸長														
代表者氏名	代表取締役 諸橋 勤													
主たる事務所 の所在地	新潟県魚沼市十日町352番地15													
登録の区分	品位等検査													
農産物の種類	国内産玄米													
農産物検査を行う区域	農	産	物	検	查	員		成分	検	査 業	務	受	委 託	先
	氏 名	住	所		農産物の種類	証明書	番号	受 委 託 の 区 分	登録	検査機関 名 称	代表	者氏	名所主たる	る事務所の 在 地
新潟県	酒井 英之	新潟県魚沼市干溝	2123-1		玄米	K15150	094							
	山田 隆井	新潟県魚沼市干溝	‡ 2122 <b>-</b> 1		玄米	K15171	152							
	諸橋 憲生	毛 新潟県魚沼市 <u>青島</u>	新潟県魚沼市 <u>青島 736-3</u>			K15240	007							
	榎本 定数	新潟県魚沼市七日	市 97-3		玄米	K15171	176							
備考	略称『諸長	』令和元年8月9日	農産物検査員1名	3の作	住所変更。									